

工事又は製造の低入札価格調査制度調査基準

第1 基本事項

この基準は市が定めた「低入札価格調査制度事務取扱要領」のうち、工事又は製造の入札について用いる。

第2 調査基準価格

1. 調査基準価格は、契約ごとに予定価額の10分の7以上で10分の9以下の範囲内で、設計書に添付の内訳書に記載されている次に掲げる額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。この場合において、100万円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
2. 工事等の性格上前項の規定により難いものについては、前項の算定方法にかかわらず、10分の7以上で10分の9以下の範囲内で適宜の割合とする。
3. 現場管理費相当額とは、土木系工事にあっては現場管理費の額、建築系工事にあっては現場経費の額をいう。
4. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び現場経費の用語の定義については、原則として、土木工事については土木請負工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）、建築工事については建築工事積算要領（平成7年3月28日付け建設省営計発第27号）とする。

第3 調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置

1. 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して「保留」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する。」旨を告げて入札を終了する。
2. 入札執行者は、最低入札価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる内容について、当該最低入札者への資料提出（様式第1号）やヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法により行うものとする。
 - (1) 最低入札価格が設計書に添付の内訳書に記載されている直接工事費に共通仮設費を加えた額を確保しているか否か
 - (2) 当該工事を行うに当たって、当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項とその適否
 - (3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
 - (4) 当該入札者の経営状態
 - (5) その他必要な事項

3. 入札執行者は、必要に応じて専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。
4. 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第2号）を作成するものとする。

第4 数値的判断基準による判定

入札執行者は、第3により入札を終了した場合、当該入札者が入札時に提出した工事費内訳書により、次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとに金額を確認し、その金額が同表右欄に定める数値的判断基準を満たない場合は、その後の調査を行なうことなく当該入札者を失格と判定する。

工事の費目	数値的判断基準
直接工事費	発注者の設計における直接工事費の75%以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計における共通仮設費の70%以上の金額であること。
現場管理費	発注者の設計における現場管理費の70%以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計における一般管理費の30%以上の金額であること。

第5 低入札価格調査の報告

入札執行者は、調査結果を第3の第4項に規定する低入札価格調査表により、三沢市建設業者指名審査会又は三沢市建設業者指名委員会に報告し、審議を得るものとする。

第6 入札参加者への周知

1. 入札執行者は、最低価格入札者の入札価格によって、その者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。
2. 入札執行者は、次順位者を落札者として決定したときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者としないこととした旨を通知し、様式第5号により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者に対しては様式第6号により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

附 則

この基準は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。